

江東区議会汚職防止対策等検討会記録

1 日 時 令和4年9月16日(金)
午前9時59分 開会 午前11時02分 閉会

2 場 所 第1委員会室

3 出席者

(1) 議 員 () は欠席

◎ 山本 香代子 (議長)	○ 石川 邦夫 (副議長)
さんのへ あや	(二瓶 文隆)
甚野 ゆずる	小嶋 和芳
若林 しげる	大嵩崎 かおり

(2) 代理出席 三 次 ゆりか

(3) 事務局職員

事務局 長 原 俊二	事務局 次長 栗原 真一郎
庶務 係 長 羽鳥 誠	議事 係 長 岩瀬 規恵
調査 係 長 若林 克彦	庶務 係 員 上田 紗代
議事 係 員 藤井 真章	

4 議題等

(1) 協議事項

- | | |
|----------------------------|----|
| ① 報酬条例の見直し(案)(概要)について…………… | 2 |
| ② 議員アンケートについて…………… | 14 |
| ③ 外部有識者について…………… | 14 |
| ④ その他…………… | 15 |

5 会議内容

別紙のとおり

6 提出資料等

- ・汚職防止対策等検討会の設置について
- ・資料1 江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
(概要) (案)
- ・資料2 報酬条例の一部改正スケジュール案(三定最終日の提案を想定)
- ・参考1 他議会の報酬等支給停止規定の状況について
- ・参考2-1 長期欠席した場合の報酬支給・不支給のイメージ
- ・参考2-2 逮捕・勾留等した場合の報酬支給停止のイメージ

午前9時59分 開会

◎開会の宣告

○山本香代子会長 おはようございます。ただいまから、第1回目の汚職防止対策等検討会を開会いたします。

なお、二瓶議員の代理として、三次議員が出席しております。

検討会の席につきましては、現在お座りの席で御了承願います。

続いて、本検討会の設置に関して、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局次長 資料番号はありませんが、「汚職防止対策等検討会の設置について」を御覧願います。

こちら、設置目的にありますとおり、本区議会議員である榎本雄一議員があっせん収賄容疑により逮捕、起訴に至ったといったところを踏まえまして、再発防止対策を講じるため、9月13日の議会運営委員会にて汚職防止対策等検討会を設置することといたしました。

構成は、議長を会長、副議長を副会長とし、各会派幹事長及び無所属議員1名で構成されております。

会議の主宰等につきましては、会長が会議を招集し主宰する、会議の傍聴は区議会議員のみとする、会議の議事録を調製しこれを公開することとする、検討状況に応じ外部有識者（弁護士等）への意見聴取を行うものとする、としております。

庶務は区議会事務局が行うものとなります。

その他、必要な事項は会長が決定することとなっております。

汚職防止対策等検討会の設置については、以上でございます。

○山本香代子会長 そして、今回の検討事項についてですが、今回の議員の逮捕、拘束を受け、なるべく早く、議員活動ができない期間の報酬等を停止、または不支給とする必要があると考え、議題に上げさせていただいております。また、今回のあっせん収賄容疑を受け、今年中に議会としての対応策をまとめるため、その基礎データを得るためにアンケートの実施を議題として上げさせていただいております。

各会員それぞれ、本検討会の議題に上げていただきたい案件があると思いますが、議題4のその他の中で御発言いただきたいと思っております。

◎協議事項 1 報酬条例の見直し（案）（概要）について

○山本香代子会長 では、早速、議題に入ります。

協議事項 1、「報酬条例の見直し（案）（概要）について」を議題といたします。
事務局より、説明をお願いいたします。

○事務局次長 それでは、議題 1、報酬条例の見直しについてでございます。

本件につきましては、ただいま議長より御説明ありましたとおり、今回の逮捕、起訴を受け、議員活動ができない期間の報酬等についての議論を早期に行うべきとの下命を受け、事務局にて、検討会にて御協議いただくため、条例の一部改正案を作成いたしましたので、お示しするものでございます。

それでは、資料 1、江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について（概要）（案）を御覧ください。

改正の目的でございますが、会議等を長期欠席した場合及び逮捕、勾留、その他身体を拘束する処分を受けた場合の議員報酬及び期末手当の扱いについて、現在の条例の一部改正を行うものでございます。

改正する点は、主に下記に記載する 2 点の案とさせていただきます。

1 点目、議会を長期欠席した場合の対応となります。議会を長期欠席した場合は報酬を支給しない。また、期末手当についても長期欠席した期間に応じて減ずるとしてあります。

欠席期間ですが、定例会の開会日から閉会日までの本会議及び常任・特別委員会を全て欠席した場合を対象とし、閉会中の委員会や臨時会は対象外としてあります。

これは、閉会中にたまたま開催されることとなった委員会や臨時会を含めると、その時々状況や該当する委員会にたまたま在籍していたという理由で報酬を受け取れる、あるいは受け取れないという状況が生じてしまいますので、条例で明確に定められている 4 回の定例会を基準とした案としてあります。

次に、②不支給の始期でございますが、要件を満たした日の属する月の翌月となります。つまり、1 つの定例会を丸々欠席した場合は、その定例会の最終日の翌月から報酬を不支給といたします。

次に、③不支給の終期でございますが、会議等出席日の属する月の前月としており、例えば、不支給となった者が、2月の第1回定例会の初日、こちらは2月中の常任・特別委員会等の出席でも結構なんですが、こちらに出席した場合は、1月までが不支給であり、2月分は支給することとなります。

次に、④適用を除外する事項ですが、公務、こちら公務災害ですが、あるいは出産、疾病等で議長が認めるものは適用除外となります。

つまり、正当な理由によりやむなく長期欠席となった場合は不支給の対象から除く、としたところでございます。

こちら、本区の会議規則第2条に、「議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由をつけ、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない」などの規定がございますので、これら会議規則と整合性を合わせ、連動させ、整理していくことと考えてございます。

なお、この1の規定につきましては、東京都が同様の条例のつくりとなっております。

なかなか文字だけだと理解しづらい部分もあるかと思っておりますので、恐れ入りますが、参考2-1をお開き願います。

こちらが長期欠席した場合のイメージであります。

例として、9月14日開催の本会議から10月21日の最終本会議までの期間、定例会及び常任・特別委員会を欠席した場合は、翌月の11月より報酬が不支給となります。不支給は、次に定例会または会期中の常任・特別委員会に出席する前月まで不支給となりますので、この例ですと、2月22日に出席となりますので、2月分から報酬の支給が開始されることとなります。

仮に、9月から10月の会期中に1日でも定例会または常任・特別委員会の出席があれば、11月分以降は支給されることとなります。

また、この例において、2月の報酬については、22日の本会議出席を確認次第、支給することとなります。

以上が長期欠席した場合の報酬の取扱いとなります。

恐れ入ります、資料1にお戻りください。

次に、2つ目の改正点の案でございますが、2、刑事事件の被疑者または被告人として逮捕、勾留、その他身体を拘束する処分を受けた場合は報酬を停止する、であります。

支給停止の方法ですが、逮捕、勾留、その他身体を拘束する処分を受けている期間について、日割りで計算した額の議員報酬及び期末手当の支給を停止するもので、不起訴や無罪判決が確定した場合は、支給停止分を支給することとしております。こちらは久留米市の条例等を参考にしているものでございますが、不支給ではなく、一旦支給停止として、無罪であれば停止分を支給、有罪であれば不支給とするところ、また、拘束期間中を日割りで停止するところがポイントでございます。

恐れ入ります、参考2-2を御覧願います。

こちらが逮捕、勾留の際のイメージ図でございますが、例として、7月30日より身柄が拘束された場合、7月30日から、身柄の拘束が解ける、あるいは判決が出るまでの報酬の支給を停止します。この例ですと、身柄が拘束されたまま、10月1日に無罪判決が出たことを仮定した例となりますが、10月1日に保釈されたなどの場合も同様に10月1日から支給再開となります。

なお、支給停止期間中の報酬の取扱いですが、刑が確定した段階で有罪であれば不支給、無罪であれば停止分の報酬を全額支払うこととなります。

また、こちらの例でいきますと、7月30日の逮捕となり、既に7月分の報酬は支払われておりますので、30日と31日の2日分の報酬は返還していただくこととなります。

以上が見直し案となりますが、例えば報酬の支給停止期間中に定例会が開催され、本会議及び委員会を全て欠席するなど、1と2のパターンが重複して生じる場合もございますが、その際は、2の報酬の支給停止の内容を適用することといたします。

以上が報酬条例改正の事務局案でございます。

なお、参考1として、他自治体の規定をつけさせていただきましたので、後ほど御参照ください。

引き続きまして、資料2をお開き願います。

報酬条例改正のスケジュール案となります。

こちら、仮にですが、改正案を3定の最終日に議決することを想定し、御協議をしていただくといった流れの案となりますが、10月19日の幹事長会、20日の議会運営委員会で最終的な条例案を御協議いただく必要がございますため、逆算いたしますと、12日の議会運営委員会には、新旧対照表などを含め、完成された改正案を御承認いただく必要があるかと考えております。そのため、7日あたりには、その改正案を御提示させていただく必要があるかと考えております。

なお、改正案の作成に当たっては、文書係等の確認作業に、本来の作業時間を大幅に短縮してもらい、本案について優先的に確認いただくとしても、2週間程度の期間を要するため、改正概要の決定につきましては、来週21日に御承認いただくスケジュール案としております。

多少の日程調整は可能とは思いますが、非常にタイトなスケジュールとなりますことを御理解願います。

以上が報酬条例の見直し及びスケジュール案となります。

説明は以上でございます。

○山本香代子会長 この件について、質疑を願います。

何か質問等ございますか。大丈夫ですか。

○さんのへあや議員 御提示いただきありがとうございます。

2点目の刑事事件の被告人として、逮捕、勾留、その他処分を受けた場合は支給を停止するというところの改正案なんですけれども、地方公務員法上では、逮捕された時点では懲戒免職とはならず、刑事罰が確定した時点で失職するという法だったかと思うんですけれども、一応、地方公務員法上、職員の方も、この場合、どういう扱いを受けているのか、例えば逮捕されたときに支給停止とならないのであれば、刑事罰で冤罪が確定した場合など、また遡って支給がちゃんと確定するのかとかというところの、そちらのほうをお示しいただければなと思います。

○事務局次長 我々、特別職ではない一般の職員については、給料が支払われているという形になります。今回、議員につきましては、議員報酬といった報酬を支給しているということになります。この報酬の考え方なんですけれども、一定の役務に対する対価として与えられる反対給付でございます、要は、生活給ではないと。要は仕

事ができない、役務がない状況まで支給することを保障しているものではないといった形になりますので、一般の我々の給料とは違うという形になります。なので、こちらの、一般の職員、すいません、具体的に勾留されたら、こういう流れで何%減額になるというところまで今回、御説明、資料がないのでできないんですけども、議員報酬について、こういった取扱いをすることについては問題ないものと認識しています。

○大嵩崎かおり議員 無罪が確定すれば、刑が確定するまでのプロセスも含めて、支給停止という扱いになるわけですね。無罪の場合であれば、その刑が確定するまでの逮捕、勾留、その他身体を拘束する処分を受けた期間は支給停止で、無罪が確定すれば、その分遡って支給されるということになるわけだけども、でも今の話だと、生活給ではないと。対価だということなわけですね。

そうすると、自分の責任ではない無実の罪で逮捕、起訴されている間も仕事はできないわけですね。有罪が確定してもしなくても、その間は仕事をしていないわけで、そうすると、同じ仕事をできなかった、それは自分の意図に反することであったとしても仕事ができないのに、お給料を無罪だったら支給しますよということになるわけですね。言っていること分かるかな。

○事務局次長 大嵩崎議員の今の御指摘は、有罪無罪にかかわらず、勾留中は仕事をしていないから、それを支給するの可否かという部分については、どういう考えなのかということかと思うんですけども、この点については、例えば本人が無罪を主張していて、例えば無罪になりましたとあって、本来、その議員としての活動を本人が望んでいたんだけど、結果的に本人の望まぬ形で、要は、勾留されているという状況を踏まえると、いわゆる、それを罰として、停止期間中の報酬を支払わないという判断というのではないのかなと考えておまして、いわゆる有罪によって、あくまで逮捕、勾留されたときのお給料の取扱いについて、有罪になった場合には支給しないといった形になります。

要は、そのほかにも、正当な理由によって議会に来られない場合とあって、ほかにもあると思うんですけども、要は、正当な理由で議会活動が結局できなかったという認識になるのかなと考えております。無罪であった場合には。

以上でございます。

○大嵩崎かおり議員　ただ、まだ容疑者の段階だということですよ。刑が確定するのは判決、最終的に1審で上告して、2審でということになって、最終的に確定となるわけだけど、その期間も、いや、本人は無罪を主張して、自分は仕事したいんだけど拘束されているという状況になるわけじゃないですか。そこの考えというのはどうなんですか。最終的には、刑が確定して、それは、そういう事態になったのはあなたの責任ですよということで報酬を支給しないという扱いなんだと思うんですけども、刑が確定したことで初めて有罪となるわけなんだけど、その辺の考え方はどうなのかということと、それから、もし、保釈されますよね、保釈されて議員活動ができるようになったら、まだ刑が確定していないから議員活動もできる。その場合は支払うということですね。

だから、刑が確定するか、しないかということよりも、勾留されて仕事ができない、できるということが判断基準になるのかということなんですけど。

○山本香代子会長　私の考え方ですと、議員として職責を果たせない期間の部分は、私は支給休止というように、そういった認識をしているんですけども、その辺どうでしょうか。

○事務局次長　これは最終的には政策判断、議会の考え方として、どういうふうに考えるかということにもよるとは思うんですけども、要は、今般、逮捕、勾留を受けて、例えばそれが有罪、無罪か分からない状況であっても、そういった方に報酬を支払い続けているという、そういった部分がいわゆる論点となっておりますので、そういった、例えば有罪になったときに、その活動できていなかった期間の報酬を支払うことに対して、区議会としてどうかという部分の論点になるかと思っておりますので、そこをいわゆるあくまで支給を、そういった形で刑事罰を受ける方については、その期間、勾留されている期間、活動できていない期間はお金を支払うべきでないという考え方の下、事務局案として、今回、お示しさせていただいているものでございます。

すいません、回答になっているかどうか分からないんですけども、以上でございます。

○山本香代子会長　今の点で大嵩崎議員、ありますか。

○大崎かおり議員　だから、保釈中に、まずは、基本は逮捕、勾留されて、本会議に出られないということですね。本会議とか常任委員会に出られない期間まで報酬を払うのか否かと。だから、保釈されて、刑が確定していない段階で出てきた場合は対象にならないということですか。

○事務局次長　逮捕、勾留期間、いわゆる身柄を拘束されている期間の間、いわゆる、例えば逮捕されてから保釈されるまでというところの期間を日割りで、これは支給停止になるので、そこで、いわゆる保釈されて出てきて、そこからは日割りで支給するといった形になります。なので、そこは本会議だとか委員会に出席するという判断よりも、拘束されている期間をいわゆる停止するといった考えでございます。

○さんのへあや議員　今、お示しいただいている長期欠席した場合と刑事事件があった場合の、この2つの案を同じタイミングで改正するという認識でいるんですけども、その組合せで改正された場合の考え方なんですが、例えば、刑事事件が起きて逮捕されました。ただし、刑が確定する前に保釈されましたと、議会には来れる状態ですと。

ただ、御本人が精神的な負担を例えば訴えて、何かしらの診断をもって、議会には出席できませんというふうに議長に話があった場合に、このルールだと、一応疾病等があれば、その適用は除外だから、保釈されていて来られる状況だけれども、病気になってしまったからお給料は支払いますよということになってしまうのかなと、今、ふと考えたんです。

なので、適用を除外する事項の中で、難しいかもしれないんですが、減給という考え方を入れてもいいのかなと。完全に疾病にかかってしまったら、もう対象外になるので、お給料を全額支払いますよではなくて、例えば2割減ですとか減給するような形の処置でも、私はいいのかなと考えています。

以上です。

○甚野ゆずる議員　資料も、もう少々検討させていただきたいなというふうに思っていますので、少しお時間をいただきたいと思っているんですけど、一応、この案の考え方の中で、1番の長期欠席の場合というケースなんですけども、これは、具体的にはどういうケースを想定されているのかを聞いておきたいんですけども、つまり適用

除外する事項はこういう事項であって、まさに今、さんのへ議員からの話もありましたけど、どういうケースを1として想定されるのか、示していただけないでしょうか。

○事務局次長　こちらは除外規定になりますので、いわゆる正当な理由なく欠席している場合という考え方になろうかと思えます。つまり、本来来られる状況であるのに来ていないといった状況を想定しているものでございます。

○甚野ゆずる議員　だとすると、先ほどのさんのへ議員の御指摘というか御質問の中にあつたケースって除外されないんじゃないかと思ってみたりするわけです。つまり、正当な理由にならないんじゃないのかと。別に今、この場で結論づけようとしているんじゃないくて、考え方の一つとして、そういう考え方もあるのかなと思つたんです。つまり、そういうこともあつたので、1のケースというのはどういうケースを想定しているのかというのを今、聞いてみました。

その上で、1と2が重なつた場合は2を優先するという案だと御説明いただいたのかと理解しているんですけど、今のケースで、2としては、例えば支給停止の状況を脱したけれども依然として1である、みたいな状況があり得るのかなと。ごめんなさい、これ、本当にちょっと、もうちょっと検討させていただきたいので、今、思いつきで質問しているんですけど、そういう場合には、1の不支給というのを適用しようじゃないかということまで想定されているのか、いやいや、あくまで1か2か、1と2が重なつた場合は2を優先するんだから、あくまで2なんだと。2を適用している場合は、1には戻りませんという案だということなのか、この点だけお示しいただけますか。あとは持ち帰って、もうちょっと検討させてください。

○事務局次長　今、甚野議員から御指摘をいただいた内容で言いますと、後者、あくまで1と2が、いわゆる重複した、バッティングしたという場合は、2を必ず優先するといった考え方でございます。

○小嶋和芳議員　短期間にかかわらず、資料をまとめていただいて本当にありがとうございます。

議員活動ができない期間ということで、1番のほうについては、本会議、委員会が対象ということですので、議会活動かなというふうに私は理解しておりますが、定例会会会期中に1日でも出席したならば、これは欠席期間にならないというものは、個人

的には緩過ぎるかなとは思いますが、規定というか考え方がなかなか難しい現状を見ますと、ちょっと検討させていただきたいと思います。

もう1点、10月21日に議決になった場合の、効力を発揮するのは遡ってできるかどうかを確認したいと思います。

○事務局次長 効力を遡ることはできない形になりますので、21日以降のこういった状況になった場合に適用されるといった形になります。

○小嶋和芳議員 分かりました。

次に、今、3定ですけども、3定期間中に議決がないと、また先延ばしになるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局次長 御指摘のとおりで、御議決いただくとき以降から対象となりますので、例えば長期欠席の場合で言いますと、例えば3定の末で御議決いただければ、今度4定の初日から最終日までの期間、無断欠席等のものがございましたら、その翌月から不支給といった形になります。

こちら、4定の初日で長期欠席の部分について御議決いただきますと、今、その詳細を改めて確認をいたしますが、初日であっても、定例会初日、4定の頭から最後まで欠席であれば、そこは適用されるといいますか、4定からの適用も可能だと今確認を第1弾でとらせていただいているので、そうするとそれも同様に、1月から長期欠席の者は、4定を全部出なかった場合には、その翌月から不支給となるということは可能かと思えます。

ただし、2番目の勾留中の部分についてなんですけれども、例えば10月21日の3定の最終日で御議決いただいた場合には、現在、逮捕、勾留されている場合については、その翌日からの報酬を支給停止することが可能だと考えております。それが例えば、4定の初日等になりますと、4定の初日のタイミングで逮捕、勾留された場合には、その日から支給停止といった形になりますので、そういった面では、御議決いただくタイミングによって、効果というものは変わってくるのかなと考えてございます。

以上でございます。

○三次ゆりか議員 私からは有罪になった場合についてお聞きしたいなと思ってます。

この案では、有罪になって、御本人が辞職をしない場合、そのまま議員を続けていけるのかということと、あと、選挙前のときに、辞職しないまま、それは報酬の扱いってどうなるのかというのを伺いたいです。

○事務局次長　その理由によって、理由によってといたしますか、例えば有罪となった判決の内容によって、議員の身分自体が、その判決の日からなくなる、なくなるというんですか、自動的に議員の身分からなくなるという罪もございますし、あるいは、そうではなく議員としては、身分としては持ち続けられるといった場合もございます。

例えば、もちろん身分を失った場合については、もちろんそれは議員を辞められたという形になりますので、そこから報酬を支払われない形になりますけれども、身分の喪失まで至らないような罪の有罪であれば、それはもちろん議員としての身分を保有していますので、報酬は出るという形になります。

以上でございます。

○三次ゆりか議員　ありがとうございます、分かりやすく説明いただいて。

そういった場合は、特に江東区議会の中では、改正の概要には、条例には載せないような形になるんですかね。

○事務局次長　今回については、有罪を受けたけれども、まだ身分を保有している状態の方についての報酬をどうする、こうするといった内容は盛り込んでございません。

ただし、そういった方が正当な理由なく、本会議や委員会を一定例会欠席した場合を踏まえまして、今回、長期欠席した場合の改正案をお示ししているといった状況でございます。

以上でございます。

○若林しげる議員　今日の会議の汚職防止対策、この中で、再発防止でどうしようかということの検討で、皆さん議論していただいていますけど、この中で、まず、スケジュール的に最終日までというところで、かなりタイトですけど、疑問点、いろいろもう少し練っていかなければいけないところがあるんですけど、各会派で、ぜひ、この会期中に合意ができるよう、まず、再発防止というところで、皆さんで協力していただきたいと思います。

この条例ができるので、あくまでも再発防止ということですので、遡ってこれを適

用するということは恐らくできないんだらうと思いますので、そのところで、逮捕であったり起訴といったところから、本人の身柄が自由になった。そこからどう考えていくかということで、悪用されないような形で、さんのへ議員から指摘があったように、病気の名前をつければいいだらうという甘いところも、しっかりと分かりやすく書いていかなければいけないのかなということもあるだらうし、もう少し案の中でも、皆様から御意見いただいて整理していく、冒頭にあった、いろいろな議員の方からアンケートをいただくというのもいいと思いますので、いろいろな案をもらって、まとめていただきたいと思います。

以上です。

○山本香代子会長 アンケートはこの件ではないので、ちょっと切り分けていただけますか。

○大嵩崎かおり議員 今回の悪用されないようにという話の中で、疾病（要診断書）ということで、診断書は最低限必要で、議長が認める者ということになるんですけども、この間いろいろ国会議員の方も緊急に入院されて、病気だということで、そういう対応をする方がいるんですけども、だから、まさにそれが本当に正当な理由なのかどうかというのはなかなか判断が難しいところがあるのかなと。

だから連続した事件の中で、最終的には議長が認めるのかどうかということに、細かい、こういった場合、こういった場合というのは、なかなか難しい病気もいろいろあるし、それを素人が判断できるのかという部分もあるかと思うんですけども、例えば大抵、入院する療養が必要だ、神経衰弱も含めて療養が必要だということも認められるということですかね。

○事務局次長 そこはもうそのときの御判断になるかとは思いますが、ただし、やはり疾病というのは、それが理由なのか、本当の疾病なのかという、なかなか判断としては難しいかなとは思っています。

ただし、今回、我々としては、こういった報酬が正当な理由なく、定例会中欠席した場合を見越した規定がないといったところを踏まえまして、今回、あとは本会議、その出席に当たっては様々、要件があって、欠席できるような要件もありますので、その中にも疾病というのがあります。そういったところを踏まえながら判断せざるを

得ないのかなということを考えてございます。

以上でございます。

○石川邦夫副会長 私のほうから、質問というか、この条例案に関しましては、23区で多分事例がない、こうした条例案になります。事務局のほうも、かなりいろいろなところを探していただいて、こうした条例の概要の案ですけども、つくっていただきました。ほかの東京以外の市などでも、こうした条例がある例は幾つかあるんですけども、結構、実は疾病に関しては、先ほどさんのへ議員からありました減給とか、いろいろな形で定めているところがあるんですけども、90日欠席であれば6割支給とか様々な規定がたくさんあって、現実、そうしたところまで広げていくと、結構条例の案をつくっていくのに、どうしてもかなりの時間を要してしまう、こうした現状があり、事務局のほうでは、そうしたものをなくして、少しでも早く、この条例ができる方向の中で、そうした不支給と支給停止という形で考えていただいた案になります。

さらに、先ほど言ったスケジュール、かなりタイトな、こうした状況の中で、多分総務課の文書係が、こうした条例案に関しては、ほかの条例案を含めた形で条例の番号を引っ張ったりとか、かなりの作業で、通常だと1か月以上かかるのが当たり前の状況の中で、2週間程度でやってほしいという形で、了承をもらったのかどうかはあれなんですけども、現状、タイトにいろいろな形で、条例の制定に関しては、区一丸となってやっていただける方向もあるものですから、現状としては、10月21日、3定の最終本会議で、少しでも上程できるような方向で協力していただけると一番いいかなど。

中身に関しては、今後もいろいろな形で、条例の改正とかの可能性は非常にある中で、まずは23区で初の条例を、江東区が先頭になって取り組んで、早めにこうしたものを可決していく方向のほうが、議会としては非常に良いかなと思っておりまして、これは意見として申し上げます。

○山本香代子会長 ほかによろしいですか。

これ、正当な理由の点というところですね。これは適用除外する事項の中に、当然議長が認める者というところがあるので、ここはしっかり厳正に対処していきたいと思いますので、この案で、できればまとめていきたいと思います。当然、この間、区

民から議員の職責を果たせない期間の議員報酬等の取扱いについて、様々な意見があります。これは、しっかり御意見をまとめて、具体的な内容を区民の方々にお示するとともに、しっかり説明責任を果たしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、この件、各会派にお持ち帰りいただき、御検討をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

◎協議事項2 議員アンケートについて

○山本香代子会長 次に、協議事項2、「議員アンケートについて」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局次長 議題2、議員アンケートについてです。資料はございません。

こちらの議題につきましても、冒頭に議長より御説明がありましたとおり、汚職防止対策等を今後区議会としてまとめるに当たり、現在の実態をつかむため、議員向けのアンケートの実施を検討すべきとの御提案がございました。

アンケートにつきましては、まだお示しできるような状況ではございませんが、まずは今回のあっせん収賄容疑で逮捕、起訴に至っているということも踏まえ、議員の理事者、職員等に対する対応や事業者に対する対応、こういったところを中心とした項目設定を想定し、アンケートの作成を進めてまいりたいと考えております。今後、検討会にて御協議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○山本香代子会長 後日、アンケート案をお渡ししますので、各会派で御確認いただければと思います。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長 以上で終了いたします。

◎協議事項3 外部有識者について

○山本香代子会長 続いて、協議事項3、「外部有識者について」を議題といたします。

事務局より、説明をお願いいたします。

○事務局次長 議題3、外部有識者についてです。資料はございません。

本検討会の協議内容については、検討状況に応じ、外部有識者、弁護士等への意見聴取を行うものとしております。事務局として今回、外部有識者として御参画いただく2名の方を御提案したいと存じます。

1人目ですが、弁護士の増田亨氏でございます。

増田氏は、平成5年4月から10年の3月まで、また、平成13年4月から現在に至るまで、本区の区民法律相談員を務められ、平成6年より人権擁護委員としても御活動されております。

もう一名でございますが、公認会計士の中山由紀氏でございます。

中山氏は、本区の包括外部監査人を過去3年にわたり務められるとともに、特別職報酬等審議会の委員として、また、現在は、江東区外部評価委員会の委員も務められております。

両氏ともに、豊富な実務経験や知見をお持ちであり、外部有識者として適任かと存じますが、御協議願います。

○山本香代子会長 では、説明は以上です。

外部有識者の方については、今、お名前が挙げた2名の方でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長 では、御説明があった2名の方に決定いたします。

以上で本件を終了いたします。

◎協議事項4 その他

○山本香代子会長 次に、協議事項4、「その他」を議題といたします。

各皆様、何かございますでしょうか。何かあれば。

○大嵩崎かおり議員 汚職防止対策等検討会で、全体で何を目指していくのかというところが、まだはっきりしないんですけれども、議員アンケートをやった上で、今、

報酬の停止については、もう具体的に進めているわけですが、その他の汚職防止対策というところでは、今後、会長として、どういうふうに進めるおつもりなのか、その辺、全体像が、どこまで、どこを目指していくのかというところが、なかなか見えてこないんですけれども、その点、どういうふうにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○山本香代子会長 実際、地域の事業者さんとの付き合い、また、担当課との議員としての付き合い方なんですけど、今、例えば、当然今回、事業者に対する情報を漏えいし、情報を伝えて、それによって、その会社が落札してということがいろいろあるんですけど、実際、私なんかは区内業者さん、当然区内業者さんが区の仕事をしっかりやっていただきたいという気持ちもありますし、また、そういった意味では、そういった方々が当然、区民の方がお勤めしている方、だから、しっかり安定した雇用も提供しなきゃいけないとか、いろいろ様々なことがあるんですけど、そういった中で、議会と行政の付き合い方をしっかり確立していかなきゃいけないのではないかと、最終的にはそういったところ、こういったことが二度と起きないようにしていきたいと思っておりますが、そういった形で、今回の検討会のゴールは、まだこれ、始まったばかりなので、いろいろ決め事もしていかなきゃいけないと思いますけども、そういった考えを持っています。

○大嵩崎かおり議員 やはりそれだけではちょっと、業者との付き合いをどうしていくのかというところだけでは、区民の皆さんの信頼回復というところは、なかなか難しいのではないかなと思っているんですよね。

だから、今回のことだけではなくて、議員の政治倫理というところの確立をきちんと議論していく必要があるし、全体として、例えば政治倫理条例なり、そういったものをここで議論していくことが必要になるんじゃないかと思うんですけども、その点、今、業者との付き合いということで、会長のほうから御発言がありましたけれども、もっと全体的なものが必要じゃないかなと思っています。

○山本香代子会長 今回の汚職等対策、今回の検討会は、当然今、現実、先ほど皆さんに持ち帰っていただく案件がまずメインで、また、今、政治倫理条例の話かと思うんですが、こちらは、この検討会の中でというよりも、ある程度、これ、しっかり時

間をかけて政治倫理条例はつくっていかねばいけないと思っておりますので、これは来期になるかと思えます。ですから、今回の検討会の中では、政治倫理条例のところはゴールではございません。その辺、そういった形で考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○さんのへあや議員 今、大嵩崎議員から、政治倫理条例制定のお話があったかと思うんですけども、やはり長期的に取り組んでいく必要があると私も思っています。

ただし、改選前に、江東区議会としてしっかり明文化しなければならないと思っていることがあります。いわゆる汚職ですとか口利きって、じゃあ何を指すのかというところを、はっきりとお示しいただかないと、グレーゾーンなまま、このまま議員として、どこまでがやっていいことで、やっちゃいけないところはどこだというところがあやふやなまま改選を迎えてしまうと、また、似たようなことが起きてしまいかねないかと考えています。

行政側では、今後、例えば議員から何か口利きがあった場合、しっかり記録するというところで、今、制度設計を進められていますけれども、いわゆる口利きというのは、どこまでが口利きなんだというところを、今朝も東京新聞の記事になっていましたけれども、いいと思った業者を紹介すると、これがもう口利きになってしまうのか、あるいは特定の入札にこの業者を入れてほしいという話までするところがあっせん、もう口利きなのかというところを、しっかり提示していただいて、例えば次の新しい、またメンバーで始まる江東区議会の議員に対しては、こういうことが要は口利きに当たるんだと。なので、やってくれるなというのをしっかりと私はお示しいただきたいなと思っておりますので、この検討会の中で結論が出るかは分からないんですが、ちょっとグレーになってしまっているところというのをもう少しはっきり明示する必要があるんじゃないかと考えていますが、いかがでしょうか。

○山本香代子会長 そういった御紹介とか、当然、どこまでは許されて、それ以上は踏み込んではいけないのかとか、また、そういった情報を聞き取る、聞き取るというか、聞くことはよくありますけども、それをしたときに、今度、逆に行政側がしっかりノーと言える形とか、議員は当然そういった事業者さん、地域の方からいろいろ御要望とか陳情とかがあったときに、一生懸命それに対して取り組むという、そういつ

たスタンスであります。けども、それがもしかしたら、それはもう区のほうの、そういうことを、お教えできないことを、例えば議員だからとか、議長だからとか、そういった役職を利用して何かをするということに関しては、しっかりこれはそういうことがないようにつくっていかなくちゃいけないと思います。

それで、先ほど、アンケートの案はまだお示しできていないんですけど、そういった意味をしっかりと確認する意味でアンケート調査をして、それから、先ほどそういった二度とこういうことがないようにつくっていきたいなと思いますので、政治倫理条例は、とにかく時間をかけてしっかりとやっていきたいから、来期の宿題とさせていただきたいと思います。

以上です。

○大嵩崎かおり議員 来期というお話はあるんだけど、私たちは来期のお約束、来期やりますといったって、このメンバーがいるかどうか分からないわけで、やはり今の議会としてどういう対応をしていくのかということが問われていると思うんですよ。

あっせん収賄罪ってもう犯罪ですから、それは何が駄目なのかというのがはっきりしているわけですよ。何かそんな学習会やって、お茶を濁すということではなくて、それはもちろん改めて確認するということは必要だとは思いますが、具体的にやはり示していかないと、今、問われていると私は思うんですよ。だからじっくり時間をかけてということをやっていますけども、そんな悠長なことを言っている場合ではないなと思っています。

○山本香代子会長 政治倫理条例のことに関しては、悠長なことを言っていられないよという話で言いますが、実際、現在、直近でいうと、墨田区の政治倫理条例が一番近い、直近かな。あそこは丸4年かけてつくっています。4年はちょっと長過ぎではないかと思っていますので。ただ、そのぐらい、結構幅広いんですよ、政治倫理条例をつくるとなると。だから、そういう意味では、今期はそういった意味で難しいのではないかと。

だから、当然来期しっかりとつくっていくという方向性、また、来期、我々がというのは、それは分かりません。でもしっかりとそういった思いはあるということをお伝えしたいと思います。

今、具体的にやらなきゃいけない、どういったことがオーケーで、どこがアウトなのかという線引きが分からないでいる議員もいらっしゃると思うので、そこをしっかりと明確にして、当然変にそのことで、頑張っている業者さんの御紹介とかが、逆に萎縮しないように、また、区内業者さんには頑張っていたきたいし、また、区内の方々の雇用もしっかり守っていききたいし、また、そういったことも考えながら、アンケート調査の後、これはしっかり皆さんと深掘りして議論をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○若林しげる議員 今、議長が言われた政治倫理に関しては、来期というのは一定の理解ができると思います。また、再発防止の検討会の中では、3定で皆さんに御協力いただいて、早急に条例ができれば一番いいと思います。

その後も、業者に対する入札の差止めが例えばあるとか、地元こういう企業がいるんだよとか、今言われている、どこまでがよくてどこまでが悪いとかということも、まだ、もう少し解散するまでは、私たちが選挙で解散するまでは時間がありますので、この検討会を使って詰めていくこともできるだろうし、また、職員の一定の処罰といえますか、そういうところも重いとか軽いではなくて、アンケートにどのように落とし込んでいくか分からないんですけど、その辺のことも、この事件というか事項に関しては明らかにしていかなければいけない大切なことだと思っておりますので、政治倫理と、また変えて、再発防止という意味で、しっかり議論していかなければいけないなと感じています。

以上です。

○甚野ゆずる議員 まず、今日は1回目ということで、(1)で示された報酬条例の見直しについては、先ほど若林議員からもあったとおり、あるいは、副議長からも御意見いただいたとおり、しっかり、この議会中に、3定中にしっかり仕上げていくとか、結論づけていくということに、私たちも取り組んでいきたいと思っております。

でも、それはそれとして、今いろいろ議論というか御意見を出されている中で、この検討会のある種のゴールについては、それぞれで思いが、多少違う、違うというか、方向は同じだと思うんですけども、ゴールをどこに置かみたいなところは差があるのかなというのをすごく感じておりまして、ですから、それも、ある程度それは議長

がお示しになられるのか、あるいは検討会をある程度、ゴールのところで閉じるということをお考えなのか。

もしそうだとすれば、いずれにしても、比較的早期に検討会を閉じるんだ、閉じるというか、一定のゴールを迎えて閉じるんだということだとすると、政治倫理云々ということについては、次の検討会というか、新しい検討会を、新しい検討会の立ち上げが今期中なのか、来期なのかと。基本的には来期だという御展望なんだろうと思うんですけど、でも、そういう次の新たな検討会への申し送りじゃないんですけど、こういうことは課題として、この検討会として残しておくというか、示しておくことが必要なかとは思いましたので、その点が1点、これは私の考えです。それぞれのゴールの置き方が違うなという中で、私の考えはそうだとすることを一旦申し上げておきます。

それと、そもそもこの検討会の立ち上げというか、設置のきっかけになった今回の事件に関しては、先般の本会議での決議の中でも事実確認に努めるという文章を入れておりますので、事実確認に努めるという部分をこの検討会で行っていくのか。つまり、今の時点ではまだ、例えば区のほうでどういう事実認定というか、調査が行われているのかということも多分、情報としてはないということだと思うんですけども、議運などの質疑を聞いている限り。ただ、例えばそれが今後、事態が動いてきて、ある程度示せるような事実が出てきたときに、ここの場に示すということなのか、あるいは、それはまた別の場所で示していくということなのか、その点については、どのようにお考えなのか、この点についてはお尋ねしておきたいと思います。

○事務局長 この検討会のまとめ、どこがというのは、まず、この検討会で御議論いただいておりますので、お決めでいただくことだと思います。ただ、事務局といたしましては、今、区のほうが、同じように入札制度の不正防止の検討委員会を立ち上げて、これは一定の結論を出して、第4回定例会の中で御報告すると聞いてございますので、我々、議会としても、それに合わせていく必要があるのかなと思っていますので、4定までには一定の結論を何か出して、区民に対して、こういうことで再発防止に取り組んでいくというようなことを発信する必要があるのかなと思っています。

あと、もう1点、事実確認についてでございますけれども、これはどのようにやっ

ていくのか、これからの司法の判断等も踏まえながら、推移を見守っていく必要があると思いますけど、そんなことにつきましても、本検討会の中で情報等を提供しながら、また御報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○小嶋和芳議員　今回、議員報酬、費用弁償について条例案が出されました。ただ、政務活動費については、今後どのように取り扱うのかについて、現段階での考えを伺います。

○事務局次長　政務活動費につきましては、様々な考え方ができると事務局としては考えています。会派に支給となっていて、会派の調査活動の中で位置づけられている面がございますし、その性質上、年間の支給分を最後に精算している、そういった部分もございます。

政務活動費の停止については、そういった部分を含めて、どういうふうに取り扱えばいいのかという、かなり慎重に議論を要する内容だと考えてございますので、今回、政務活動費の部分について、条例の改正の中に盛り込むといったことは、現状、今のところ、事務局としては考えていないといった状況でございます。

以上でございます。

○大嵩崎かおり議員　そうしますと、報酬は停止されているけども、月20万円の政務活動費については、支給を続けるということですか。

○事務局次長　今の条例の考え方、いわゆる本区の対応としては、そういう形になります。

以上でございます。

○大嵩崎かおり議員　でもそうすると、やはり矛盾していますよね。でも活動しなければ領収書とか出せないから、使わなければそれで返還ということになるんだと思うけれども、でも出せばいいわけですよね。領収書等が出せばいいわけですよね。ちょっと何か、活動していないのに、固定費だとかがかかる場合がありますよね。そうしたら活動しなくても出せる場合があるわけだから、その辺のことも整理が必要かなというふうに、今、小嶋議員の話を聞いて思ったんですけども、それ、そういうの規定というのは、他自治体にはないんでしょうかね。

○事務局次長 全ての自治体の内容を確認したわけではないんですけれども、本当にごく少数ですが、政務活動費の部分について、何らかの減額等をうたっている市もあることは確認はしております。

以上でございます。

○山本香代子会長 よろしいですか。いいですか。

それでは、事務局より、次回の検討会の開催スケジュールについて説明を願います。

○事務局次長 本日、スケジュールの中でお示ししたとおり、条例改正を進めるに当たっては非常にタイトなスケジュールとなっております。

スケジュール案としては、こちらのほうで、21日に承認といった形でのスケジュール案を示させていただいておりますが、今後、会長と日程等を改めて協議をいたしまして、皆様のほうに、具体的な開催日、開催時間のほうをお伝えしたいと思います。

ただし、21日というものが1つの目安になるかと思っておりますので、それまでに各会派のほうで、内容のほうを御議論いただきたいと思っております。

以上でございます。

○山本香代子会長 いいですか。こちら報酬条例の見直しのほうについては、結構タイトなスケジュールでやっていかないと間に合わないので、しっかりやっていきたい、スピード感を持って進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎閉会の宣告

○山本香代子会長 以上で本件を終了し、検討会を閉会いたします。

午前11時02分 閉会